

独立行政法人国民生活センターの平成21年度上半期業務執行状況

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------|--------|--------------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 一般管理費及び業務経費 <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費（人件費を除く）については、前年度比3%以上、業務経費については、前年度比1%以上の経費の削減を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費（人件費を除く）及び業務経費について、それぞれ対前年度97%、99%（平成20年度補正予算分を除く）という予算額の中で実施計画予算を策定し、効率的・効果的な予算執行に努力。 | | | | | | | | | | | | |
| (2) 人件費 <ul style="list-style-type: none"> 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上削減（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）する計画の着実な実施を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を継続する。 | <ul style="list-style-type: none"> 総人件費については、対前年度99%（退職手当を除く）という予算額の中で実施計画予算を策定し、効率的・効果的な予算執行に努力。 国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与制度を運用。 | | | | | | | | | | | | |
| (3) 給与水準 <ul style="list-style-type: none"> 給与水準については、国家公務員との給与水準差等の観点から現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、その検証結果を踏まえた取組状況について公表する。 | <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員との給与水準差等の観点から、現状の給与水準について検証を行い、その検証結果を踏まえた取組状況と今後講ずる措置について公表(6月)。 <p>(参考) 対国家公務員指数</p> <table border="1" data-bbox="1041 1129 2101 1292"> <thead> <tr> <th></th> <th>年齢勘案指数</th> <th>年齢・地域・学歴勘案指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>122.4</td> <td>108.6</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>119.2</td> <td>107.0</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>117.4</td> <td>105.4</td> </tr> </tbody> </table> | | 年齢勘案指数 | 年齢・地域・学歴勘案指数 | 平成18年度 | 122.4 | 108.6 | 平成19年度 | 119.2 | 107.0 | 平成20年度 | 117.4 | 105.4 |
| | 年齢勘案指数 | 年齢・地域・学歴勘案指数 | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 122.4 | 108.6 | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 119.2 | 107.0 | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 117.4 | 105.4 | | | | | | | | | | | |

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|------|------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| <p>(4) 随意契約の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約の適正化を推進するため、「<u>随意契約見直し計画</u>」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約の競争性、透明性を十分確保し、入札・契約の適正な実施を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 「<u>随意計画見直し計画</u>」を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約の競争性、透明性を十分確保し、入札・契約を適正に実施。 (参考) 随意契約の比率 <table border="1" data-bbox="1041 295 2105 454"> <thead> <tr> <th></th> <th>契約件数</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>62%</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>63%</td> <td>53%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>37%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> | | 契約件数 | 契約金額 | 平成18年度 | 62% | 77% | 平成19年度 | 63% | 53% | 平成20年度 | 37% | 30% |
| | 契約件数 | 契約金額 | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 62% | 77% | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 63% | 53% | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 37% | 30% | | | | | | | | | | | |
| <p>(5) 保有資産の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>相模原事務所</u>の施設の企画・管理・運営業務について、<u>市場化テスト</u>を通じて有効活用を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度より、<u>相模原事務所</u>の施設の企画・管理・運営業務について、<u>市場化テスト</u>を実施。 | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 消費者への情報提供や行政機関との連携等において<u>東京事務所</u>が果たしている役割を踏まえ、同事務所の機能が十分に発揮できるよう、その<u>移転</u>について検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> <u>東京事務所</u>について、<u>品川税務署</u>の移転に併せ、求められる機能を十分発揮しつつ、消費者行政の強化につながる移転先を確保すべく、情報収集を実施。 | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1) 消費生活情報の収集・分析・提供</p> <p>① P I O - N E T の刷新等</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期 P I O - N E T に係るシステムを刷新するとともに、<u>刷新に伴う運用体系を整備</u>して、平成22年度からの運用開始に備える。 | <ul style="list-style-type: none"> 次期 P I O - N E T システムの入力画面を設計するとともに、<u>システム構造及びプログラムの設計</u>に着手。 | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> <u>P I O - N E T 端末</u>について、第1回の追加配備を行うとともに、再度、要望調査を実施のうえ、更なる追加配備を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> <u>P I O - N E T 端末の追加配備</u> (本年12月～来年2月、予定)。 第1回 272か所 第2回 131か所 合計 403か所 | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 総合行政ネットワーク (L G W A N) 網を P I O - N E T に利用するため、消費生活センターへの L G W A N の敷設状況を調査する。 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターへの L G W A N 敷設状況の調査を準備中 (年度下期に実施予定)。 | | | | | | | | | | | | |

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 改定されたP I O-N E Tの「分類・キーワード（2009年度版）」を運用に供する。 | <ul style="list-style-type: none"> 本年度より「分類・キーワード（2009年度版）」の運用を開始。 |
| <p>②「早期警戒指標」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> P I O-N E T情報の監視・分析に資するため、開発した早期警戒指標に基づいて情報を作成し、<u>消費者庁、関係省庁、地方消費生活センター等へ定期的に提供する。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 本年6月より、中央省庁及び地方公共団体に対し、<u>早期警戒指標（急増指標、特商法指標）の定期的提供を開始。</u> |
| <ul style="list-style-type: none"> 早期警戒指標の効果的活用にあ資するため、利用ツール等の作成や利用環境の整備について検討を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 早期警戒指標の利用ツール等の作成や利用環境の整備に関する検討を開始。 |
| <p>③「事故情報データバンク」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事故情報データバンク」を構築し、関係機関等とのネットワークを通じて、当該機関の保有する事故情報等の共有化を図るとともに、インターネットを活用して事故情報をヒヤリ・ハット情報も含めて収集する。 | <ul style="list-style-type: none"> 「事故情報データバンク」のシステム開発に着手。 (本年末より事故情報等の共有化を図るべく作業中) |
| <ul style="list-style-type: none"> 「事故情報データバンク」に入力された情報は、事故の未然防止・拡大防止を図るため、消費者への情報提供に活用する。 | <ul style="list-style-type: none"> 入力される情報の有効活用の仕組みを検討中。 |
| <p>④「消費者トラブルメール箱」の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用して、広く消費者からトラブル情報を収集するとともに、寄せられる情報のうち、多数案件や新規手口の案件など重要性の高いものについて、<u>解決策や消費者へのアドバイス</u>を年間50件以上ホームページ上で提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> 寄せられる情報のうち重要性の高いもの14件について、<u>消費者へのアドバイスなどをホームページに掲載</u>（11月現在では36件掲載）。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 「事故情報データバンク」の構築に併せ、「消費者トラブルメール箱」の運用について見直しを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 「事故情報データバンク」における国民からの情報収集について、消費者庁での検討状況を踏まえ、年度下期に運用を見直す予定。 |
| <p>⑤調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O-N E T情報等を活用しつつ調査研究を行い、国・地方の消費者政策の企画立案にあ資するとともに、広く国民に情報提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> <u>学童保育サービス</u>に関し、研究会を開催し、調査研究を実施中。 |

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 |
|--|--|
| <p>(2) 国民への情報提供の強化</p> <p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O - N E T等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、<u>年間50件以上の情報提供</u>を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 記者説明会を月2回以上開催し、<u>年度上期には、以下の27件の情報提供</u>を実施。(消費者取引関係) <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者が狙われている！「掛軸」の電話勧誘にご注意！ 2. 増加する結婚式場・披露宴サービスのトラブルー返還されない申込金、納得できない解約料ー 3. 旅行等が安くなるという会員サービスの会費請求 4. 消費者トラブルメール箱1年のまとめ 5. 関東地方に集中！プロパンガス訪問販売のトラブル 6. 個人年金保険の銀行窓口販売に関するトラブルー高齢者を中心に相談が倍増ー 7. 2008年度のPIO-NETにみる消費生活相談の概要 8. 年会費が有料となったETCカードに関する紛争 9. 騙されないで！消費者庁をかたった悪質商法 10. 未公開株のトラブルが再び増加ー「劇場型」「被害回復型」など新たな手口が次々登場ー (危害情報関係) <ol style="list-style-type: none"> 11. 「製品の不具合が目立つハロゲンヒーター 12. ホクロ取りでの危害ーエステや自己処理でやけどや傷ー 13. 女児の目にボタン電池が！ー電池のサビ等により入院手術 著しい視力低下ー！ 14. 犬・猫用ペットフードの安全性に関する相談 15. 注意！自転車用傘ホルダーに差し込んでいた傘が車輪に巻き込まれ大けが！ 16. 強化ガラス製食器の破損事故ー強化の種類によっては破損時に激しく破片が飛ぶこともー 17. 2008年度の危害情報システムにみる危害・危険情報の概要 (商品テスト関係) <ol style="list-style-type: none"> 18. 公道走行できるという四輪バギーの安全性ーインターネットで販売されているものー 19. 犬用リードの強度 20. 歩行補助者(シルバーカー)の安全性 21. 自転車の荷台の強度ー幼児座席を安全に使用するためにー 22. 水槽用ヒーターの空焚きによる火災に注意！ 23. 体に良いとうたうゲルマニウム使用のプレスレット 24. 睡眠時の冷却効果をうたったジェル入りマットーその効果と持続性を調べるー 25. 調理器具の安全性その①「電気ミキサー」 26. 調理器具の安全性その②「スライサー」 27. 家庭用オゾン発生器の安全性 |

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> 年度上期には、以下の13件の情報提供において事業者名を含めた公表を実施。 <ol style="list-style-type: none"> 公道走行できるという四輪バギーの安全性—インターネットで販売されているもの— 犬用リードの強度 女兒の目にボタン電池が！—電池のサビ等により入院手術 著しい視力低下— 歩行補助者(シルバーカー)の安全性 自転車の荷台の強度 —幼児座席を安全に使用するために— 水槽用ヒーターの空焚きによる火災に注意！ 体に良いとうとうゲルマニウム使用のプレスレット 注意！自転車用傘ホルダーに差し込んでいた傘が車輪に巻き込まれ大けが！ 睡眠時の冷却効果をうたったジェル入りマット—その効果と持続性を調べる— 調理器具の安全性その①「電気ミキサー」 調理器具の安全性その②「スライサー」 年会費が有料となったETCカードに関する紛争 家庭用オゾン発生器の安全性 |
| <p>②ホームページ、出版物、テレビ番組等による情報提供</p> <p>ア. ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> コンテンツの迅速な追加・更新、新規コーナーの追加等により、ホームページ利用者の利便性の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 消費者の関心の高いテーマについて掲載する「相談トピックス」コーナーを新設。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> 「新型インフルエンザ関連情報」のコーナーを新設。 「自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください」コーナーを新設。 |
| <p>イ. 出版物</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者問題の専門誌として「月刊国民生活」を定期発行する。 | <ul style="list-style-type: none"> 前年度に実施したアンケート結果を踏まえ、「月刊国民生活」の特集テーマを企画。 <ol style="list-style-type: none"> 5月号：地方消費者行政の新たな展開 6月号：室内汚染—シックハウス対策を中心に— 7月号：製品事故発生！・・・そのとき何をすべきか 8月号：「だまされない消費者」塾 9月号：「消費者庁」ができる 10月号：“結婚”にかかわるトラブル |

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 「月刊国民生活」について、内容の充足と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。 | <ul style="list-style-type: none"> 満足度評価のアンケートを12月に実施予定。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 国民の日常生活の情報源として「<u>くらしの豆知識</u>」を年1回発行し、消費者情報の普及を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 前年度に実施したアンケート結果を踏まえ、<u>2010年度版(「くらしのセーフティネット」)</u>を9月に発行。 |
| <p>ウ. 高齢者や障害者等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関する<u>メールマガジン(高齢者版、子ども版)</u>を発行する。 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者版「<u>見守り新鮮情報</u>」を14回、子ども版「<u>子どもサポート情報</u>」を6回発行。 |
| <ul style="list-style-type: none"> メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者等に対して配布し、情報提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> メールマガジンで配信した情報を元にリーフレットを作成し、民生委員や介護関係者等に配布。 |
| <p>③消費者庁の行う注意喚起への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>消費者庁が行う注意喚起について、ホームページ、出版物等を通じて消費者に情報提供する。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁が公表した情報についてメールマガジンで配信し、ホームページ上にも掲載した。 |
| <p>(3) 苦情相談の充実・強化</p> <p>①苦情相談</p> <p>ア. 経由相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>専門的な相談の充実・強化を図るため、金融・保険、情報通信、特商法等の分野については、外部専門家、職員、相談員で構成するチーム制を敷く。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 金融・保険、情報通信、特商法等の<u>専門チーム</u>において、難航する消費者トラブルの解決に取り組む。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 全国的に共通性のある苦情相談については、消費生活センターと共同して、または移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> 年度上期には2,468件の<u>経由相談</u>を受け、消費生活センターとの<u>共同処理</u>や<u>移送</u>を受けて事業者との交渉を実施。 |

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 |
|--|---|
| <p>イ. 直接相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者被害の実態を迅速に把握するセンサー機能を維持する観点から、消費生活相談員の高い資質の維持に努めつつ、引き続き直接相談を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 年度上期には2,497件の直接相談を受け。 首都圏の8センター、3消費者団体と共同で「<u>高齢者被害特別相談(高齢者110番)</u>」を実施(9月)。 |
| <ul style="list-style-type: none"> <u>土日祝日に相談窓口を開設する。</u> | <ul style="list-style-type: none"> (社)全国消費生活相談員協会を通じ、<u>土日祝日相談に当たる相談員への説明会及び実務研修を実施。</u> |
| <p>②個人情報の取扱いに関する苦情相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いについて、引き続き消費者から相談を受けるとともに、消費生活センターからの経由相談にも積極的に対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> 年度上期904件の苦情相談を受け。 |
| <p>(4) 裁判外紛争解決手続の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、国民生活センター法の改正を踏まえ、<u>紛争解決委員会において、重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を実施する。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 年度上期には48件の申請を受け、<u>和解の仲介手続を実施。</u>うち、12件について、既に手続を終了。 (10月現在では申請63件、手続終了23件) |
| <p>(5) 関係機関との連携</p> <p>①消費者庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知する。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 消費者事故等については、速やかに消費者庁へ通知。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 定期的に連絡会議を開催し、同種被害が多数発生している事例等について<u>消費者庁と情報共有を図る。</u> | <ul style="list-style-type: none"> <u>消費者庁と随時、連絡会議を開催し情報共有。</u> |
| <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁を通じて<u>関係行政機関への情報提供を行う。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 内閣府(9月以降は消費者庁)を通じて、以下の7テーマについて<u>関係行政機関へ政策提言、情報提供。</u> <ol style="list-style-type: none"> 公道走行できるという四輪バギーの安全性—インターネットで販売されているもの— 自転車の荷台の強度—幼児座席を安全に使用するために— 体に良いとうたうゲルマニウム使用のプレスレット 睡眠時の冷却効果をうたったジェル入りマット—その効果と持続性を調べる— 強化ガラス製食器の破損事故—強化ガラスの種類によっては破損時に激しく破片が飛ぶことも— 家庭用オゾン発生器の安全性 騙されないで!消費者庁をかたった悪質商法 |

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 |
|---|---|
| <p>②消費生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O-N E Tの安定的運用に資するため、「P I O-N E T つうしん」を含むP I O-N E T運営に関する情報を随時「消費者行政フォーラム」に掲載する。 ・ 「消費生活相談緊急情報」を引き続き発行するとともに、緊急情報を速やかに提供するため、「消費者行政フォーラム」等に適宜、掲載する。併せて平成21年度より月2回発行する。 ・ 「製品関連事故情報」を毎月発行する。また、平成22年度からの電子化情報発信に向け、「消費者行政フォーラム」内への専用コーナー設置に着手する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O-N E T運営に関する情報や早期警戒指標を「消費者行政フォーラム」に掲載。 ・ 「消費生活相談緊急情報」を毎月2回電子配信するとともに、印刷物を月1回発行。 ・ 「製品関連事故情報」を毎月発行。 |
| <p>③国の行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者利益を侵害する違法・不当行為について、事業者情報を含め、行政機関との間で緊密な情報交換を行い、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の違法・不当行為等について、行政機関等からのP I O-N E T情報の提供依頼に対応（上期151件）するとともに、所要の情報提供を実施。 |
| <p>④独立行政法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品評価技術基盤機構(NITE)、農林水産消費安全技術センター(FAMIC)等との間で、事故情報やテスト情報の共有を図るとともに、各機関が開催する研修会等に講師を相互派遣。 |
| <p>⑤法令照会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度上期には、裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体からの法令に基づく照会360件に対応。 |
| <p>⑥情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開請求に対して適切に対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度上期には、情報公開請求585件に対応 |
| <p>(6) 研修の充実</p> <p>①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図ることとし、全研修コース数のうち、これらを対象とする研修を9割以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者行政職員・消費生活相談員を対象に38コースを実施。 |

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から<u>5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 各研修の<u>受講生に対するアンケート調査を実施し、満足度の評価は4.6~4.9。</u> |
| <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等の消費者相談部門等に所属する職員を対象に、苦情処理に必要な一般的知識及び法令等の専門的知識、並びに最近の消費者問題等を習得するための研修を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 年度下期からの研修開催に向けて実施カリキュラム等を作成し、受講者の募集に着手。 |
| <p>②消費生活専門相談員資格認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活専門相談員資格認定試験の実施要項をホームページに掲載したほか、消費生活センターへも配布する等により、<u>受験者の増加に努力。</u> |
| <ul style="list-style-type: none"> 各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、<u>全国15箇所以上で資格試験を実施する。</u> | <ul style="list-style-type: none"> <u>前年度(749名)を大幅に上回る1,563名の受験申込みを受け、第1次試験は10月3日に全国22箇所で開催。</u> |
| <ul style="list-style-type: none"> 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 東京及び大阪で資格更新講座を開催し、144名が受講(6月)。 全国各地で更新講座として指定した講座を設け、53名が受講。(更新講座受講者(197名)と現職相談員等(304名)をあわせて501名が資格更新手続を実施) |
| <p>③消費者・企業向け研修への市場化テスト導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者・企業向け研修への市場化テストの導入に向け、実施要項(案)を作成し、官民競争入札を導入する。 | <ul style="list-style-type: none"> 官民競争入札を行った結果、<u>国民生活センターが実施することとなった。</u> |
| <p>(7) 商品テストの強化</p> <p>①生活実態に即した商品テストの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故状況や使用条件を反映した商品テストを機動的かつ効率的に実施し情報提供することにより、<u>重大製品事故や偽装表示などによる消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 年度上期には、消費生活センターからの依頼等に基づく48件の商品テストを実施。 このうち、<u>消費者被害の未然防止・拡大防止のために10件を公表し、関係機関等への情報提供を実施。</u>主な内容は以下のとおり。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・水槽用ヒーターの空焚きによる火災に注意！ ・自転車の荷台の強度 ・体に良いとうとうゲルマニウム使用のプレスレット ・家庭用オゾン発生器の安全性 </div> |

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 消費者事故等の原因究明を図るために、消費者庁からの求めに応じ必要な協力を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁設立準備室において企画立案中の事案（健康食品2件、化粧品2件）について、国民生活センターにおける技術的な知見を提供。 |
| <ul style="list-style-type: none"> テストの課題設定及び成果については、<u>商品テスト分析・評価委員会の評価</u>を受け、その結果を業務に反映させる。 | <ul style="list-style-type: none"> 商品テスト・分析評価委員会を <u>14回開催</u>し、評価結果を業務に反映。 |
| <p>②商品テストの効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携</u>を強化し、それぞれの機関が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用する。 定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどは、<u>外部の試験研究機関等へ委託</u>する。 | <ul style="list-style-type: none"> 「自転車の荷台の強度」、「家庭用オゾン発生器の安全性」の商品テスト実施の際には、大学が有する専門的な知見等を活用。 テストの効率化・充実を図るため、<u>外部試験研究機関等にテストを委託</u>。主な事例は以下のとおり。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○定型的な規格・基準に基づくテスト <ul style="list-style-type: none"> ・ペットフードの一般細菌数及び大腸菌群等の測定 ・ベビーカーの衝撃耐久試験 ○専門性の高いテスト <ul style="list-style-type: none"> ・破損した杖の破断面の調査 ・化粧品中のステロイド分析 ・破損した椅子の破断面の調査 </div> |
| <p>③商品テスト実施機関の情報収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報を更新し、ホームページを通じて情報提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> <u>テスト実施 261 機関に関する情報をホームページに掲載</u>して情報提供。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センター等で実施した商品テスト情報を収集し、情報提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センター等で実施した商品テスト情報を消費生活年報に掲載して情報提供。 |
| <p>(8) 中核機関としての役割強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁が中心となって、センターの業務及び組織の整備、関係機関等との役割分担・連携等の具体的な方策に関し検討を行った結果を踏まえ、適切に対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> 年度上期には、<u>消費者庁との連携</u>について所要の調整を行い、情報共有会議を開催。 |

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 |
|--|---|
| <p>(9) 地方公共団体に対する支援 地方の消費生活相談体制の強化を図るため、平成20年度に実施したモデル事業の結果を踏まえ、市区町村の相談窓口へ経験豊富な相談員を訪問させ、現地の相談員に対し助言・指導を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 市区町村に対して「相談専門家による巡回訪問事業」への参加を要請。 年度上期には、34県(240市町村)において287人の相談員による巡回訪問を実施。 |
| <p>3. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 別紙1から別紙3のとおり</p> | <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度計画に基づき執行中。 |
| <p>4. 短期借入金の限度額 <ul style="list-style-type: none"> 短期借入金の限度額は、7億円とし、運営費交付金の資金の出入りに時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。 </p> | <p>—</p> |
| <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画 計画なし</p> | <p>—</p> |
| <p>6. 剰余金の使途 (1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備 (2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備 (3) 施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備</p> | <p>— — —</p> |
| <p>7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 計画なし</p> | <p>—</p> |
| <p>(2) 人事に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。 </p> | <ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化により、引き続き常勤職員の増加抑制に努力。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 職員の資質向上と業務の効率化に資するため、各種研修会に参加して研鑽を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 職員を各種研修会に参加させ、研鑽を図った。 |

| 平成21年度 年度計画内容 | 平成21年度上半期における業務執行状況 |
|--|---------------------|
| <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 | <p>—</p> |
| <p>(4) 積立金の処分に関する事項 計画なし</p> | <p>—</p> |

-以上-